

令和元年 8 月

上天草市農業委員会會議録

令和元年 8 月 9 日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和元年8月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和元年8月9日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 議案第4号 事業計画変更承認申請について
- 日程第7 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	10番 森 和敏		

(事務局)

局長 徳弘 恵吾	主事 塩田 有沙	主事 田島 伸吹	嘱託 山下 久美
----------	----------	----------	----------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

9番 松本 光義

開会 午前9時30分

1 開会

事務局（徳弘）

おはようございます。

ただいまから、令和元年8月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、10名の委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます）

議長（西岡）

本日は、8月の総会ということで、大変暑い中ではございますけれども、ご出席をいただきまして開会できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

梅雨が終わり、非常に厳しい猛暑が続いております。また台風シーズンとなり、3個同時に来るような異常気象でございます。そういった中で、皆さん方には利用状況調査等をはじめ大変ご足労願っているところでございます。暑い中ではございますけれども、今後も十分健康管理は気をつけていただきまして、農業委員会活動等にご尽力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日の総会をただいまから開会をいたしますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。6番、磯田委員、8番、源委員、よろしくお願ひいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、早速議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号1番です。議案の2ページをご覧ください。

1番の申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸地区字□□□△△△△番、地目は田、面積351m²です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2~3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向約18.5キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田2,542m²、畑1,326m²、合計3,868m²、稼動力は2、農機具等は、耕運機1、草刈機3です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されているということであり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、柿の木を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。

補足説明といたしまして、既に柿の木が数十本植えてあり、申請人が草刈り等の管理をきちんと行っているため、何ら問題ないとと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

はい。推進委員の藤川が議案第1号の1番について説明いたします。

譲渡人と譲受人の関係はいとこであり、譲渡人の方が県外に住んでおり、高齢であり帰ってこないということで、譲受人の方に所有権移転の話があったそうです。現在は柿の木が植えられています。以前は譲受人のお父さんが管理されていましたが、お父さんが亡くなり、今は譲受人の方が管理されています。譲受人の方は熊本市に住んでいますが、月に2、3回ぐらい帰省されて草刈りなどをされています。境界もはっきりしていますので別に問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま第3条の1番につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） はい、異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡） 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積381m²です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約700メートルのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費△△△万△△△△円、土地造成費及び建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△△万△△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ流すとのことです。被害防除については、造成工事は小規模のため特に影響はなく、完成後についても近傍農地への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

3番（山口） はい。3番の山口が説明をいたします。きのうは暑い中、お疲れさまでした。

今、事務局から説明があったとおりでございます。何ら問題はないと思いますが、不動産屋さんが先に隣接地との境の草を刈っていましたが、ちょっと不充分な感じ

でありました。土砂とか崩れる恐れがありますので、ちゃんとしてくれということを強く要望しました。以上、よろしくご審議方、お願ひいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第2号の1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いをいたします。

事務局（田島）

はい。議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

2番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積389m²です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約2.8キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費及び建築費等、約△△△△万円、合計約△△△△万円で、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区的排水同意書のみ確認しております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ排水することです。被害防除については、擁壁工事の際には、土嚢にて土地の流出防止を行うとのことです。また、完成後については、近傍農地への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山田）

それでは、議案第2号2番につきまして、推進委員の山田が説明いたします。

現状につきましては、平成2年頃、そこの地籍調査を担当して現場をよく知っているんですが、周りの状況から考えて別に問題ないかと思います。里道が図の左の方に走っているんですけども、その里道に隣接する土地の同意書がなかったので、念のため隣接者の同意を確認してください、と指導をしてきました。土地につきましては問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（西岡）	はい、わかりました。ただいま2番につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方ご意見、ご質問ございませんか。
	(異議なし の声あり)
議長（西岡）	ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。 続きまして、3番、4番は関連案件でございますので、同時に審議をいたしたいと思いますので、説明をお願いをいたします。
事務局（徳弘）	すみません、審議説明の前に、漢字の訂正が1カ所ございます。3番、4番の譲渡人のほうですね、令和元年の元の字、名字に使われておりますけれども、これが日本の本、ホン、モトですね。元旦の元の字が1本、2本の本、3番、4番ともに変更修正をお願いいたします。
議長（西岡）	わかりました。それでは説明をお願いいたします。
事務局（田島）	はい。議案第2号、番号3番と4番について説明いたします。 議案は同じく4ページになります。 3番及び4番の申請人は姫戸町の個人の方で、同一人物です。番号3番の申請地の物件表示は、姫戸町姫浦地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積601m ² です。 番号4番の申請地の物件表示は、姫戸町姫浦地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積330m ² です。申請場所は、図面1ページ、④、⑤、詳細は8~9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約16.3キロの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、番号3番の転用目的は資材置場、番号4番の転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△万円で、資金計画では自己資金の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。また、同意が取れていない農地については、理由書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の水路へ流し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の水路へ流すとのことです。 被害防除については、新たに造成工事等を行う予定もないことであり、周辺への被害等はないとのことです。 補足説明といたしまして、番号4番の申請地に既に家が建っていたため、顛末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（藤川） はい、推進委員の藤川が議案第2号の3番、4番について説明いたします。

譲渡人の方は県外に住んでいます。譲受人の方は、現在姫戸町のアパートに住んでいます。現在小学校の男の子と親子5人で住んでいます。部屋が狭くなつたために家を探していたところ、申請地が見つかったそうです。譲渡人の方から△△△△番△と△△△△番△と一緒にどうですか、と話があり、譲受人の方が承諾されたそうです。△△△△番△は現在家が建っております。20年ほど前に譲渡人の亡きお父さんが家を地目変更せずに建築されたそうです。違反については顛末書も提出されています。また、△△△△番△は、譲受人の方が会社の資材置場として使用されるそうです。譲受人の方の会社は姫戸町にあります。別に問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。あの家はそのまま使うのですか。

推進委員（藤川） そのまま使います。

議長（西岡） ただいま、3番、4番につきまして説明がありましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、3番、4番につきましては、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡） 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を求めます。

1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。議案は6ページ～7ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が1件、新規設定の計画が2件となっております。

議案 6 ページ、番号は 1 番、再設定の計画は、内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。議案は 6 ページ、番号 2 番、土地の所在は、大矢野町中字□□□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田 1 筆、面積は 1, 813 m²です。貸付人は、市外の個人の方で、借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和元年 8 月 31 日から令和 4 年 8 月 30 日までの 3 年間です。

続きまして、議案 7 ページ、番号 3 番、土地の所在は、大矢野町登立字□□□、地番は△△△△△番外 2 筆、登記簿地目は田 3 筆、面積は合計 2, 134 m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は無料のためありません。設定期間は、令和元年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 10 年間です。利用権の設定をする人 3 名、利用権の設定を受ける人 3 名、利用権設定面積合計は 5, 032 m²となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま、農用地利用集積計画案の説明がございましたけれども、皆さん方ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第 3 号につきましては、原案どおり承認することに決定をいたします。

議案第 4 号 事業計画変更承認申請について

議長（西岡）

それでは、続きまして、議案第 4 号事業計画変更申請の承認について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第 4 号番号 1 番です。議案は本日お配りした別紙になります。
1 番の申請人は大阪府の法人になります。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△番△外 9 筆、合計 10 筆、合計面積は 7, 591.79 m²です。
今回の申請理由は、昨年の台風被害の影響により、災害現場の工事を最優先していることから、今年の梅雨明けに工事開始予定であった今回の申請地に着手できないことから、工事期間を 2020 年の 10 月から着工に変更するものです。先月の

総会において今回の件については一度協議いただいているところですが、そのときに出た質問等の回答も含めて事務局から説明いたします。

7月3日付け、今回の申請人より、農地転用の工事延滞理由について文書が届きました。これを踏まえ7月10日の農業委員会総会において、今後の対応等について協議を行っていただいたところです。その中で特に多かった質問は、なぜあとから許可を出した高圧物件から工事着工したのか。高圧物件に設置した太陽光パネル等を先に許可した低圧物件へ設置できなかったのか。以上2つの質問が特に多かったと把握しております。

後日、申請代理人を通して、事業計画変更承認申請書の提出と、総会のときに2つの質問があったので、それについても回答をしていただくよう併せて依頼しました。

令和元年7月16日付け、申請人より事業計画変更承認申請書の提出がありました。事務局で内容を確認しましたが、理解が進まないところが数カ所あり、総会での説明が困難であることから、直接来庁いただき、事務局が納得のいく説明をしていただけないかと依頼しました。その後、日程調整を行い、8月1日午後1時ごろから担当者2名が来庁し、聞き取り等を行いました。

高圧物件から着工した理由については、1つ目は、会社内では高圧物件の開発着手は2015年より行程を踏んで業者選定、部材発注を進めており、低圧物件は2018年6月から開発着手を行い、作業に入ったとのことで、会社内での開発着手が早いほうから工事着手したことです。

2つ目は、高圧物件は農振除外申請の近隣住民の許可がいただけず、会社内の工期が大幅に遅れたことが影響しており、住民の許可が早くいただければ1年早く工事が完了していたとのことでした。

次に、高圧物件に設置した太陽光パネル等を先に許可した低圧物件へ設置できなかったのかの理由については、部材は電力会社及び経済産業省への申請で、許可を得たメーカー、品番の使用が義務づけられているため、当該現場で許可を得た部材等をほかの現場で使用することができないとのことでした。

その他聞き取り内容について説明します。1つ目は、自然災害による被害は避けようがなく、決して故意に工事を遅らせているわけではなく、風速40メートルまでは耐えられる設計にしているとのことです。

2つ目は、台風被害を受けた現場復旧を優先しているため、他市町村で農地転用の許可を受けた分も工事着工が遅れており、上天草市を優先できないか（社内で）協議したが、業者等の日程が合わず、順番の入れ替えは困難だったとのことです。

3つ目は、2020年の10月着工が最短としているが、前倒しで工事が可能であればできるだけ早く取りかかりたいとのことで、万が一台風等の被害があっても、この期限までに必ず着工することを確約することです。

4つ目は、住民等から問い合わせがあれば全て対応することです。ただし、以前説明に行った際、社員が罵倒されたため、直接会っての対応は極力避けたいとのことでした。以上が聞き取り内容になります。

今回が二度目の計画変更申請となり、委員の皆様も納得がいかないこともあるかと思いますが、今回の申請について協議いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

議長（西岡）

ただいま計画変更届につきまして、事務局のほうから説明がございましたけれども、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

はいどうぞ、森委員。

10番（森）

この3番のところに、農振除外申請の近隣住民の許可が取れなかつたと。どういうことなのかよくわからないけど、許可はちゃんとした手続きで申請をしたのか。

事務局（田島）

それはしてあります。ただ、その農地の所有者の方が、太陽光を設置するために農振除外をしてください、と説明をされていると思うのですが、そもそも太陽光設置に対して住民の方が反対しているので、農振除外の手続きがずいぶん遅れてきていた。結果、住民の方が農振除外してもいいということで、農振除外の手続きとなつた訳ですが、業者としては、早くから農振除外の準備をしていたが、住民の同意がいただけなかつたので、その同意をとるまでの期間が延びてしまったと。同意がすぐ取れていれば今回の工事延期にはならず、1年前ぐらいには工事着工できていた、ということでした。

10番（森）

農振除外の申請を理由にして遅れたというような受け取り方ができるので、ちゃんとした農振の手続きをしたうえで、そのうえで何かあったのかということがあるので、これだけ見ると農振がなんというか。

3番（山口）

言い訳にしか聞こえない、と感じても仕方ない。

議長（西岡）

今、事務局のほうで高圧物件と低圧物件と説明をしていますが、私たち農業委員会は、低圧とか高圧ということは全然わからなかつた訳です。太陽光というものは全部同じだと思っていた。ですから、早く申請した分は着工せずに、そのあとの□□□は遅く申請していて早く着工するのか、というのが我々の疑問だった。それで、前の総会においても、今までの5件の申請地の工事を着工しない限り許可しない、ということで皆さん方に説明したはずです。そこまで業者には言つてはいるはずです。業者の言い分としては、今まで5件の分は宮崎あたりで台風被害に遭つて、そこに手当をしたからその部材が足りなくなつたと。私たちは素人考えで、太陽光発

電の部材は全部同じだから、大型のほうはできて、何で5件の分はできないのかというのが疑問なんです。

8番（源）

この回答書の2番の申請で、許可を得たメーカー、品番の使用が義務づけられているため他の現場では使用することができませんと言っているのに、今、会長の言われることからすれば、宮崎に台風とか何とかあって向こうにまわしたからこっちができなかつたというのは、辻褄が合わないじゃないですか。

事務局（田島）

高圧物件のほうは、2015年から資材関係は準備がきていたので、その分の資材はそもそもあったものなので工事はできる、ということです。

議長（西岡）

それで、□□□のほうはできたわけです。でも、こちら（5件のほう）のはそういった部材とか資材というか、その手当てができるいなかつたんじゃないかな、という疑問になる。

事務局（徳弘）

いわゆる、□□□とか□□とか2ページに書いてあるところですよね、ここについては、これ（説明資料）の④、⑤ということになります。①、②、③については、何で高圧物件のほうが先にできたのかという疑問に対しての回答ということになりますし、残り5カ所については、この④、⑤が理由になると思っております。基本的に、九州一円でやっている中で、自分たちが工事をしてもらうのに信頼のおける業者を使って確実な施工をしているが、既に完成して稼動しているところが被害に遭って、その修復を優先的に業者にお願いをしているので、上天草市を含めて、申請はしているがまだ着工していない、工事をしていないところについては、どうしても後回しになってしまっているということです。そこを調整してはいるが、最終的には資料のカレンダーで2020年、今から1年後の着工ということで最大のスケジュールを組んでいます、という説明でした。

議長（西岡）

この2番で言えば、ほかの現場では使われないとなっているじゃないですか。そういうながら、宮崎あたりの台風で被害受けたところへその修繕をしているって。それでその部材がこっちが足りない、ちょっとおかしい、となってしまう。使われないのならほかには使ってはいけないでしょう。

8番（源）

そこは委員会としても経済産業省あたりに何らかの形で調べてみる必要があるのでは。本当にここに造る予定だった品物が、ほかのところで絶対使われないのか、ということをしておかなければ、やはりこれは言い訳にすぎない、となってしまう。

3番（山口）

そういうふうにしか思えないですね。だから農振で時間がかかったとか。

- 議長（西岡） 農振除外の件は□□□だけの問題であって、今までの5件の物件については何ら関係はないと思います。
- の件の前にこっちの5件は早く承認して許可を出している。5件の許可を出していつまでも着工しないのに、向こうは今度は大型でまた造るという。その許可を出す条件として、先に許可をした5件を早く着工してくださいと、この総会で決めたのはそれだった。
- 8番（源） 近隣市の電気工事会社は、既に太陽光発電の工事は終わった、という業者もあるのだから、何かおかしいですよ。
- 3番（山口） 2年も放っておくと、その農地が荒れてしまうでしょう。
- 議長（西岡） それで地上権の設定だったでしょう。
- 3番（山口） そうです、それがあるから。
- 議長（西岡） 賃貸借ではなく、地上権設定したんでしょう。
- 事務局（徳弘） 地上権がほとんどでした。
- 議長（西岡） 地上権の設定ならですよ、自分たちが決めた太陽光を造らなくてもいいんだから。賃借権ならこう決めて太陽光を造るから貸してくださいとなるわけですが、地上権の場合は、借りた者が強いから、それをまた人に貸そうがどうしようが、それだけ自分たちの権利が強い。そうじゃないかな。
- 事務局（徳弘） 権利のほうはそうですね。
- 議長（西岡） 地上権が賃借権よりも借りたほうの権利が強いです。
- 3番（山口） 太陽光については地上権が付くから、借りたほうが強くなる。
- 議長（西岡） 貸し主に迷惑をかけないなら今のところはいいですよ。土地は借りていて借賃を払わないとかあれば問題があるけれど、今のところお金は払っているのでしょうか。個人的な問題なら2、3年の遅れはざらにありますよね。転用許可をもらって家はいつまでも建たなかったとか例はあるけれども、今回の場合は5件も許可申請していて、また次へいっているから、それでこうなるんですよ。

事務局（徳弘）

さっき言われた賃貸借の部分とか地上権の設定とか、土地に関する権利の部分と、それに対する対価の部分は契約をしているんですけども、そこについては既に使用料を払ったりというところは開始しているということなので、土地を貸した人、地上権設定をされた人とこの業者、申請人とのやり取りは、今のところちゃんとといっているわけです。

先ほど田島のほうから説明しましたが、特に農業委員会としては、農地を転用することについてお話をしますけれども、太陽光そのものを建てる建てないといった部分の民間活動の部分に対して、近隣からの疑問とか苦情とかがでた場合、例えば、先ほど言っていた草刈りとかの管理の部分とか、近隣の人から、何で建てないのかという質問は、もう農業委員会の判断とは別のところになるので、そこについて住民とか所有者さんから疑問、質問がでたときは、ちゃんと申請人の方で対応してくださいねという話をしたら、そこはしますと。ただ、1回住民説明を行ったときにいろいろ言われたから、あんまり行きたくないというはあるけれど、そこは対応はします、というのは約束をいただきました。

2番（松岡）

ただ台風は何回も来るから、また遅れたということにならなければいいが。

議長（西岡）

太陽光を造るために転用申請を出して、我々はそれに対して許可しているじゃないですか。それを何年もほったらかしていれば、やっぱりその事業の確実性とかを疑われるようになるから。

事務局（徳弘）

台風が来たから延びているという話だと、会長が言われたように、事業の確実性、その事業実施の信用、そこはすごく疑問ですよと言ったら、基本的には、風速40メートルまでは十分耐えられるというところでしているし、それをしてくれる信用のおける業者にお願いして、九州のほうを設置、修復をまわしていくと。ただ、そのスケジュールの中で、どうしても今から造らなければならないところの順番が遅れていますと。ただ、今まで言っているように、来年には行うということでスケジュール組んでいるから、これを遅らせることはしません、とのことです。

議長（西岡）

2020年の12月までには工事を完了するということですね。

皆さん方もいろいろ説明を聞いて、どう思われるかはわかりませんが、とにかくその工事は2020年の12月までには終わるということです。終わるという誓約でいいんですか。

事務局（田島）

この前の聞き取りでは、また来年台風被害とかがあっても、必ずここだけは建てますということでした。

議長（西岡）

一応誓約として取っていいわけですね。

事務局（田島）

はい。

議長（西岡）

そうしたことで、どんなアクシデントが起きても来年の12月までにはその5件は工事を完了するという誓約が入っているということで、皆さん方ご理解いただけますか。

一同

（はい の声あり）

議長（西岡）

それでは、ただいま議案第4号の事業計画変更申請につきましては、いろいろとご意見出ましたけれども、業者を信じまして、承認をするということでご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

承認することにご異議ございませんので、承認することに決定をいたします。

それでは、皆さん方、議案審議につきましては、慎重にご審議をいいただきて誠にありがとうございました。

これをもちまして8月の総会の議案審議を終了いたします。また、事務局のほうからその他ということで説明がございますので、よろしくお願ひいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会午前10時10分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和元年8月9日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

磯田清俊

上天草市農業委員会 委員

源義通